

主な予算内容 ※万円未満切り捨て

歳入		歳出	
村税の増額	3389万円	ふるさと納税促進事業	△8939万円
国からの追加交付	4762万円	障害者総合支援費	4036万円
一般寄付金(ふるさと納税)	△1億4052万円	児童保育費	3626万円
財政調整基金繰入金	△8190万円	教育施設整備基金費	5000万円



う回路の仮設階段

工事の名称	令和5年度(債)	南小学校長寿命化改修工事
契約金額	変更前 569,800,000円	変更後 607,772,000円
契約相手方	前橋市下小出町1丁目1番地12 小野里工業株式会社 代表取締役 小野里拓也	



断熱材の剥離が見つかった天井

工期は1年延長し、令和7年9月30日までです。



歳入・歳出において、収入額や事業費の確定または確定見込みに伴う増減や年度内に完了しない事業費を、6年度に繰り越すなどの補正予算が提出されました。
《全員賛成で可決》

新設の南部第四学童保育所への工事う回路に、仮設階段を設ける工事と、電気メーターの新設、電気容量の変更などを実施する補正予算が提出されました。
《全員賛成で可決》

南小学校長寿命化改修工事において、設計時では想定できなかった工事が必要となったため、工期延長と工事費増額をするための契約変更です。
《全員賛成で可決》

企業版ふるさと納税寄付金3件など

補正予算
令和5年度
一般会計
(第10号)
1億248万9千円
減額

南部第四学童保育所設置への
安全対策など

補正予算
令和5年度
一般会計
(第11号)
205万7千円
増額

更なる補修工事で工期延長し増額

契約変更
工事請負変更契約

職務の内容は
土地や建物の評価額の不服について審査することです。

3年間よろしく
お願いします



《全員賛成で同意》

清水誠治氏の任期が本年3月31日で満了となるため、新たに4月1日から3年間の任期となる委員の再任が提出され、同意しました。



しみず せいじ 氏
(広馬場)

任期
令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで

固定資産評価審査委員会の選任

第1回 定例会



人権擁護委員の推薦



あらせ まさこ 氏
(新井)

任期
令和6年7月1日から
令和9年6月30日まで



たかはし しずえ 氏
(山子田)

任期
令和6年7月1日から
令和9年6月30日まで

職務の内容は
法務局と連携して人権相談を受けたり、人権侵害の被害者を救済し、人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行っています。

《全員賛成で同意》

これまで長きにわたり人権擁護委員を務めていただいた小山広一氏と西富美代子氏が、6月30日で任期満了となるため、新任の人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦することを議会が同意しました。

陳情者	件名又は要旨	付託委員会	審査結果
群馬県労働組合会議 議長 石田 清人 氏	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	総務産業建設 常任委員会	継続審査
須田 勇一 氏	ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定についての陳情	文教厚生 常任委員会	継続審査
群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人 氏	国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書	文教厚生 常任委員会	継続審査



条例廃止

榛東村公平委員会
設置条例を
廃止する条例

群馬県市町村公平委員会の共同設置に参加することに伴い、榛東村公平委員会設置条例を廃止し、公平委員及び事務職員に関する所要の改正を行う条例の制定が提案されました。

《賛成多数で可決》

議案

群馬県市町村公平委員会を
共同設置する
地方公共団体に加入

群馬県市町村公平委員会の共同設置する地方公共団体に村が加入することについて協議を進めたいとの議案が提出されました。

《賛成多数で可決》

討論

反対 早坂 通議員

賛成 齋藤将史 議員

メリット

デメリットが
わからない

コストカットの
メリットあり

共同設置か単独設置かのメリットとデメリットがあり、人材不足の問題からも極めて多数の自治体に参加していると思われ、賛成できません。

条例制定

榛東村犯罪被害者等
支援条例の制定

安心して暮らせる地域社会に

提案理由 犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進し、村民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として条例制定をします。見舞金の支給についても新年度予算に計上済みであると説明を受けました。

《全員賛成で可決》

問

県条例との連携、窓口の設置はどのようになっていますか。

答

住民生活課長 県や警察署などと連携し、住民にとって一番身近な存在として対応するため、当課に相談窓口を設置します。

詳細は、住民生活課にお問い合わせください



榛東村手話言語条例の制定

提案理由 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する基本理念を定め、村民の手話への理解及び普及を図るため制定するものと説明を受けました。

《全員賛成で可決》

条例改正

学童保育所の
設置及び管理に関する
条例の一部を改正する
条例の制定

南小視聴覚室を第四学童保育所に

提案理由 現行の南部第一・第二・第三学童保育所を、第二・第三・第一学童保育所に改めて、第四学童保育所を追加する改正です。(関連はP12)

《全員賛成で可決》

問

なぜ名称変更をするのですか。

答

住民生活課長 保護者等から名称がわかりづらいとの意見があったためです。南側から、第一、第二、第三と変更します。



学童保育所増設で待機児童解消へ

条例改正

榛東村介護保険条例の一部を改正

令和6年度から介護保険料増額

提案理由 第一号被保険者の保険料を増額改正するものです。増額の理由は、介護保険給付費の増加に加えて、国の調整交付金が減少しているためです。また、所得再分配機能の強化と低所得者の保険料上昇の抑制を図るための政令改正により、現行で9段階の保険料区分が13段階に変更されます。

《全員賛成で可決》

問

介護保険料率改定の周知は、いつのように行いますか。

答

健康保険課長 今後、広報しんとうへの掲載や每户配布で周知します。



国の調整交付金は、市町村の高齢者の年齢構成や所得状況に応じて格差是正するために、交付額を調整された交付金です。



4月下旬に每户配布予定

社会体育施設の設置及び
管理に関する条例の一部を改正



しんとうスポーツアリーナ

これまで熱中症予防の観点から利用してきたしんとうスポーツアリーナの冷暖房設備が、使用者の申し出により利用できるようになります。利用時に発生する費用について、使用者に自分の負担を求めるとの改正です。

《全員賛成で可決》

小学校及び中学校の施設の
解放に関する条例の一部を改正



南小体育館

これまで熱中症予防の観点から利用してきた小中学校の冷暖房設備が、使用者の申し出により利用できるようになります。利用時に発生する費用について、使用者に自分の負担を求めるとの改正です。

《全員賛成で可決》